**○農林水産省告示第三千八十号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、直交集成板についての製造業者等の認定の技術的基準を次のように定め、平成二十六年一月十九日から施行する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三千八十一号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条第二号（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、直交集成板についての検査方法を次のように定め、平成二十六年一月十九日から施行する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三千八十二号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十六条の規定に基づき、直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法を次のように定め、平成二十六年一月十九日から施行する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三千八十三号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第四十六条第一項第二号ハ（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十八年三月一日農林水産省告示第二百十七号（農林水産大臣が定める農林物資の種類ごとの認定事項の確認を行う期間を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月十九日から施行する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三千八十四号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第四十六条第二項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第四十六条第二項の農林水産大臣が定める農林物資（平成十九年十一月十五日農林水産省告示第千四百十七号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月十九日から施行する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三千八十五号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条第一号（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般材についての検査方法（平成十九年十一月十五日農林水産省告示第千四百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月十九日から施行する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三千八十六号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十六条の規定に基づき、一般材の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和六十一年十月四日農林水産省告示第千六百八十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月十九日から施行する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三千八十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県富士吉田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

富士吉田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三千八十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県大月市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大月市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大月市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第三千八十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県富士吉田市（次の図に示す部分に限る。）